

## 教育・保育施設等の利用定員の変更について

### 1. 教育・保育施設（認定こども園）

#### (1) 「みどり認定こども園」の定員変更について

設置者：学校法人 島田中央学園

施設住所：島田市大柳南308

#### ●変更前（現在）

単位：人

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定 (保育を必要としない)	/	/	/	37	53	53	143
2, 3号認定 (保育を必要とする)	2	3	3	3	3	3	17
計	2	3	3	40	56	56	160

#### ●変更後（平成28年4月1日から）

単位：人

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定 (保育を必要としない)	/	/	/	50	50	50	150
2, 3号認定 (保育を必要とする)	3	3	6	6	6	6	30
計	3	3	6	56	56	56	180

### 2. 地域型保育事業（事業所内保育事業所）

#### (1) 「保育所あみい」の定員変更について

設置者：株式会社 リカバリー

施設住所：島田市阿知ヶ谷329-1（現在）⇒移転し定員増の予定

#### ●変更前（現在）

単位：人

認定区分		0歳児	1歳児	2歳児	計
3号認定 (保育を必要とする)	従業員の子ども	1	1	1	3
	従業員以外の子ども	1	1	2	4
計	/	2	2	3	7

#### ●変更後（予定）（平成28年4月1日から）

単位：人

認定区分		0歳児	1歳児	2歳児	計
3号認定 (保育を必要とする)	従業員の子ども	2	2	2	6
	従業員以外の子ども	4	4	5	13
計	/	6	6	7	19